

平成 30 年 9 月

(第 1 回)

京都府教育委員会會議録

1 開 会 平成30年9月11日 午後2時00分
閉 会 平成30年9月11日 午後3時30分

2 出席委員等

橋本 教育長 平塚 委員 上原 委員

安藤 委員 千 委員 小畠 委員

3 欠席委員

なし

4 出席事務局職員

小橋 教育次長 前川 教育監

西村 管理部長 細野 指導部長

大路 総務企画課長 村山 教職員人事課長

栗山 学校教育課長 村上 保健体育課長

相馬 高校教育課担当課長 下村 総務企画課副課長

片又 総務企画課副課長 岡 総務企画課副主査

5 議事の大要

(1) 開会

教育長が開会を宣告

(2) 前会議録の承認

ア 8月分1回の会議録について、全出席委員異議なく、これを承認した。

(3) 報告事項

ア 臨時代理議決の報告について

(7) 第33号議案 平成30年9月府議会定例会の議決を経るべき議案に対する意見について

【大路総務企画課長の報告】

- 平成30年9月京都府議会定例会提出見込議案のうち、知事から意見を求められた教育委員会関係議案2件について、異議がない旨の教育長臨時代理議決を行った。
- 1件目は第1号議案平成30年度京都府一般会計補正予算（第3号）について、教育委員会関係の補正予算は、「府有施設ブロック塀等緊急安全対策事業費」をはじめ3件あり、補正予算額については3億4,620万円、補正後の予算総額は1,275億6,300万円余となっている。
- 「府有施設ブロック塀等緊急安全対策事業費」については、府立学校施設等のブロック塀について、大阪府北部を震源とする地震発生後、緊急点検を行った結果、教育施設の42施設で現行法令に適合していないブロック塀が判明した。
- この内、不特定多数の府民が往来する道路に面するなど、倒壊した場合に人的被害が生じる恐れが高く、早期に対策が必要な施設については既決予算も活用しながら撤去・改修を行っている。
- 「歴史的建造物等保存伝承事業費」は、国庫補助事業により行われている国宝・重要文化財等の保存修理を文化財所有者から委託を受けて、これまでにも実施してきているものであるが、新たに国庫補助金の追加決定がされる見込みとなり、知恩寺等の事業を追加し実施するものである。
- なお、一部工期が次年度にまたがることから、平成31年度までの債務負担行為の設定を併せてお願いをしている。
- 「文化財災害復旧事業費」は、台風20号による被害を受けた知恩寺阿弥陀堂、萬福寺境内等の文化財の災害復旧に対して助成するものである。
- 台風21号による被害に係る対応については、現在予算編成中であり、明日以降補正予算がまとまるので、その際、情報提供したい。
- 2件目は第5号議案青少年の健全な育成に関する条例一部改正の件について、知事部局の青少年課所管の条例であり、JKビジネスと呼ばれる女子高生などを対象とした青少年の健全な育成を阻害する営業形態が、東京あるいは大阪を中心に増加しており、こうした営業から青少年を保護するために所要の改正を行うものである。

- 愛知県、東京都、大阪府、神奈川県、兵庫県に続く全国6例目の条例制定であり、施行日は平成31年4月1日である。

【質疑応答】

- 小畠委員 文化財保護に関する予算は毎年同様の規模なのか。
- 大路総務企画課長 文化財によって金額が変動する。規模としては何億、何十億というものである。お寺から京都府に修理を委託され、それを受託する形で京都府が事業主体となる。一部随伴補助で予算を計上しているが、金額が全て全体の額であるということは必ずしもない。
- 橋本教育長 全体の文化財保護予算の中で国指定関係の予算が大きく、その額は毎年20億程度ではある。
- 平塚委員 台風21号の被害による予算の補正はするのか。
- 大路総務企画課長 台風21号は風が強く、文化財の被災が多くあり、被害額は10億ほど出ている。必要な部分については、おって補正予算が編成される。

イ 台風21号による被害等について

【大路総務企画課長の報告】

- 台風21号は非常に強い勢力であったため、上陸した9月4日については、幼稚園1園を除き全校あるいは全園で休業になった。
- 翌5日以降の休業はかなり減り、7日には特別支援学校で1校のみの休業となった。しかし7日以降大雨が降り続き、台風21号にかかわらず、本日46校が休業している。
- 台風21号による人的被害はなかったが、学校施設の被害は、幼稚園7園、小学校57校、中学校26校、高校37校と分校2校、特別支援学校8校と分校1校であり、屋根・窓ガラス・フェンス、門扉、防球ネット等の破損や電柱が折れたりした。倒木によって被害を受けた施設もあった。
- 社会教育施設・その他教育関係施設の被害は、39施設であり、屋根の破損、ネット・フェンスの破損、倒木等があった。
- 文化財の被害は、国指定等が133件、府指定等が106件であった。
- 被害金額は、文化財で10億、学校施設等で1億から2億程度である。

【質疑応答】

- 上原委員 台風の後の大霖による停電などが引き続いている学校はあるのか。
- 橋本教育長 聖学校がまだ電柱を修理中で、来週火曜までかかる。そのため、昨日から大型の発電機と小型の発電機を使い、なんとか平常通り学校を再開できたという状況である。
- 上原委員

これだけの被害が文化財や学校に出てるので、災害に対する備えの検討が必要であると思う。

ウ 京都府スポーツ推進計画（改定版）の中間案について

【村上保健体育課長の報告】

- 計画改定の趣旨については、平成26年3月に、10年間を見通したスポーツ推進に関する基本計画として、「京都府スポーツ推進計画」を策定し、この計画に基づき、生涯スポーツ・子どもスポーツ・競技スポーツ・施設充実の4分野について施策を展開しているが、計画策定後、国におけるスポーツ庁の創設など、スポーツを取り巻く環境の変化や、これまでの成果と課題等を踏まえ、今後5年間で必要な施策を盛り込もうとするのが改定の趣旨である。
- 計画策定のポイントとして、計画全体を通して、現行の推進計画で示された、京都府民みんなが持ちたい、前向きで積極的な心のありようである「スポーツごころ」を引き続きテーマとして継続しつつ、「健康づくり、共生社会の実現、地域経済活性、運動部活動のあり方、新たなスポーツ施設の利活用」などの観点において、関係部局と協議、検討を重ねた内容を新たに盛り込んでいる。
- 今後の予定として、パブリックコメントの実施、府議会への報告等を経て、平成31年3月の定例教育委員会で議決をいただき、策定を目指したいと考えている。

【質疑応答】

○ 小畠委員

スポーツの指導の面で、パワハラ、セクハラが報道されて顕在化してきた。そういう過去からの指導方法を是正するような取組については記載されているのか。

○ 村上保健体育課長

学校における部活動については、部活動指導指針等にも経験則に基づく指導だけでなく科学的な根拠に基づいた指導を活用することや、地域や保護者と連携することなどを記載している。今回の改定の中にも各関係機関と連携した指導者の育成という内容を記載している。

○ 小畠委員

計画が前向きで、子どもたちの育成に繋がるものになるように努力してほしい。

○ 千委員

子どもにスポーツを教えると教員の負担が増えるという側面もある。また、スポーツをすることによるケガ等の危険性については、どうすれば無くせるのかを考える必要がある。

○ 村上保健体育課長

学校現場における体育、スポーツ等の指導については、地域人材、総合型クラブ等と連携し、安全性も含めた専門的な指導方法を共有しながら取り組んでいきたい。

○ 橋本教育長

教員の負担については、部活動等指導指針の中で、休養日の設定や練習時間の上限を定めている。

工 教員の資質能力向上プランの中間案について

【村山教職員人事課長の報告】

- 平成30年度のアクションプランの一つである、教員の資質能力向上プランの策定の趣旨については、社会の急激な変化を見据えた様々な教育改革を推し進めるとともに、複雑化、多様化する教育課題にも適切に対応していくため、働き方改革の観点も踏まえながら、これからの中学校教育を担う教員の資質能力の向上を効果的・効率的に図るための方策について検討を行うというものである。
- 検討を行う背景や課題として、予測不能な社会の急激な変化を見据えて、児童生徒がこれからの時代を生き抜き、社会形成に参画できる力を身につけさせるために、学習指導要領の改訂をはじめとする様々な教育改革が進められている中で、直接の担い手である教員の資質能力の向上を図ることは最も重要な命題となっている。
- また、複雑化・多様化する教育課題への対応、学校を取り巻く状況として学校組織運営上の課題として大量退職、大量採用から来る課題、教員の多忙化といった課題がある。
- 以上を踏まえ、この3月に資質向上を図るために指標を策定し、あわせて求められる教員像を改定した。
- 今後は指標等を踏まえ、より効果的・効率的に教員の資質能力の向上を図っていくため、具体的にどのようなシステムや手法、支援策が考えられるのかについて、本アクションプランで検討し、施策に繋げていくことを目標として掲げている。
- 政策の基本方向とそれぞれの重点政策を挙げているが、検討会議で出された意見を踏まえ8つの柱立てをしている。
- 施策の基本方向については、環境や条件面の整備、校内研修やOJTへの支援、組織運営上の課題への対応、少子化に伴う学校の小規模化や京都府の地理的特性の対応、子育てや女性教員のキャリア形成の支援、働き方改革や負担軽減への対応、今日的教育課題への対応、基本的資質の確立に向けた取組の8つの項目を掲げており、それぞれ毎に具体的な重点施策を掲げている。
- 重点施策の数も多く、一度に全てを実現していくことは難しいため、来年度に具体的に施策化すべき項目を府内で検討し、予算要求に繋げていきたいと考えている。
- 本中間案については、今月末に府議会に報告し、その後、10月に公表してパブリックコメントを実施し、出された意見を反映しながら12月の最終案に向けて進めていきたい。その際、再度報告させていただく予定である。

【質疑応答】

- 上原委員
子育てや女性教員のキャリア形成への支援という項目の女性教員というフレーズが気になる。男性も育児休業取得を進める時代に、子育ては女性がするものだと読めてしまうので気をつけた方が良いのではないか。
- 村山教職員人事課長
男女共を意識して子育てという言葉をいれたが、適当な表現がないか検討したい。
- 安藤委員
育児休業中に限らず、子どもがいる先生にはどのような支援があるのか。

○ 村山教職員人事課長

育児短時間勤務の半日勤務のような制度もあるが、育児休業復帰後は、保育所に預けながら朝から夕方まで働くことになり、勤務時間中に研修を受けていただくことになる。

○ 橋本教育長

育児休業は人によっては3年間と長期にわたる人もいる。最近は教育改革の流れが早く、育児休業から復帰する時に教職員の方が不安になるため、復帰する際の不安を解消するため、自宅に居ながらにして研修を受講できるシステムを考えている。

○ 上原委員

子育てを経験した先生が現場にいることは保護者にとっても安心できる。育児休暇中の研修を考えていきたい。

○ 小畠委員

会社でも休業中の人には不安を感じている。民間では休業中でもパートタイムのような形での出勤などの工夫をしているので、先生にもそのような工夫があつてもよいのではないか。また、資質能力向上に関する指標はどういうものか。

○ 村山教職員人事課長

キャリアステージを4つか5つに分け、観点を7つ程度設け、その観点ごとのステージに応じて身に付けておくべきその資質能力を表のマトリックス形式で表したものである。

○ 小畠委員

60歳だとまだまだ元気な人は多い。定年を伸ばして、先生の能力を最後まで活用することも大事なことである。

○ 村山教職員人事課長

定年延長については、現在国の方で検討されている。現状は教員の定年は60歳だが、希望者には再任用という制度をとっている。やる気のある教員もいるが再任用教員のモチベーションを維持するのが難しい部分もあり、経験、専門性が生かせるよう資質を維持向上できる取組ができるのか、研修を積極的に受けるなどの仕組みを作りたいと考えている。

才・社会的自立に向けた不登校児童生徒支援計画の中間案について

【栗山学校教育課長の報告】

○ 近年、不登校児童生徒が5年連続で京都府及び全国でも増加傾向にあり、要因や背景が非常に多様化・複雑化している状況がある中で、学校復帰のみを目指すのではなく、学校内外を問わず児童生徒一人一人の状況に着目して、個々の状況に応じた学びの場をいかに適切に提供するかが問題意識の一つとなっている。

○ ひきこもり問題は知事部局における調査でも不登校がきっかけのケースが多く、中学校までは義務教育段階ということで比較的サポートが得られやすい状況だが、その後、高校に進学してもしなくとも、継続的な支援を行っていく仕組みというものの構築が必要なのではないかという問題意識のもと検討を進めている。

○ 検討委員は、学識経験者や教育関係者、あるいは学校外の方である民間施設のフリースクールの代表者の方など、多様な方を構成員にしている。

○ 8月10日と9月5日に会議を行い、2回目の会議には中高時代に不登校を経験された現在大学生の2人の方にヒアリングを行った。

- 不登校の未然防止が必要ということ、その上で休みがちになってきた児童生徒をどうやって支援するか、実際に継続的に学校に来られなくなった子どもにどういう支援をしていくか、この三つに分けて検討を進めてきた。
- 不登校の未然防止については、学級経営や生徒指導等の手法の継承や教員の指導力の向上が必要であり、子どもの些細な変化に気づいて組織的に対応できる学校体制が必要であること、また、不登校の要因には、家庭に関する状況が占める割合も高いため、家庭への支援も必要であること。
- 休みがちな児童生徒への支援については、心の居場所サポーターの効果的な配置や活用が必要であること。
- 不登校児童生徒への支援については、管理職を含めた教職員の不登校児童生徒支援の考え方の理解・浸透が必要であること、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家により効果的な配置や活用をすべきであること、スクールカウンセラー等の心理や福祉の専門家、教育支援センター、児童相談所等の関係機関と連携して支援を行うことができる体制を作っていくことが必要であること、また子どもの状況に応じた学校以外の場における教育の機会として適切な学びの場の提供が必要であり、教育支援センターについては、各市町(組合)における不登校児童生徒支援の重要な拠点として捉え、機能充実や拡充を図ることが必要であること。
- ひきこもりがち、またはひきこもりになった子どもへの支援については、早期支援特別班等の脱ひきこもり支援センターの取組の周知・浸透が必要であること。
- 施策の基本方向・重点施策として、不登校の未然防止については、教職員の資質向上のための教職員向けのハンドブックを作成し、研修の実施や充実、児童生徒にきめ細かく目が行き届く学校体制づくりの推進や児童生徒への支援に関する情報提供や相談対応など、保護者との連携や保護者に寄り添った家庭への支援の充実が必要であること。
- 休みがちな児童生徒への支援については、心の居場所サポーターの配置や活用の充実が必要であること。
- 不登校児童生徒への支援の児童生徒・学校・家庭への支援については、教職員の研修の充実やスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザー等の専門家の配置及び活用の充実、まなび・生活アドバイザーの人材育成及び人材確保等が必要であること。
- 学校以外の機関との連携については、教育支援センターの職員の心理面・社会福祉面での専門性の向上、機能充実・拡充のため心理や福祉等の専門家を配置、家庭内で学習支援に一歩を踏み出せるようにICTを活用した学習支援などの方策についての市町(組合)教育委員会への支援の充実、民間施設との連携等を挙げている。
- ひきこもりがち又はひきこもりになった子どもへの支援については、早期支援特別班等の脱ひきこもり支援センターの取組について、学校関係者に一層の周知・浸透と、早期支援特別班に繋ぐ等のコーディネーターを担う人材の配置を挙げている。
- 今後更に議論を深めていき、9月議会で報告し、パブリックコメントを経て、12月の最終取りまとめに向けて進めていきたい。

【質疑応答】

- 上原委員

授業の進め方や授業がおもしろくないなど学校側として反省する面を含めてもいいのではないか。

○ 栗山学校教育課長

教職員研修の部分で指摘いただいた問題意識を受けとめている。教職員との関係が原因となって不登校となる子どももいる。未然防止という点になると思うが、行きたいと思える学校になるよう検討を深めていきたい。

○ 上原委員

先生が一人で悩むことないよう、集団で相談して、指導できる体制が大事だと思う。

力 平成30年度京都府いじめ調査（第1回）の結果等について

【細野指導部長の報告】

- いじめの実態把握を行うことにより、いじめの早期発見・早期対応につなげていくため、平成25年度から京都市立学校を除く全ての公立小学校・中学校・高等学校・特別支援学校で実施しているもの。
- 全ての児童生徒にアンケート調査及び個別の聞き取り調査を実施しているが、小学校低学年や特別支援学校の児童生徒については、アンケートによらずに聞き取りでの調査もしている。
- 認知・解消・未解消・重大事態の4項目に分け、さらに、未解消については、見守り、要支援、要指導の3つに分けて集計している。
- アンケートの実施状況は、小学校在籍者数が61,154名、調査数が60,917名。中学校在籍者は29,890名、調査数が29,670名となっている。
- 小学校の認知件数は12,443件、解消372件、未解消の内、見守り9,015件、要支援1,473件、要指導が1,583件であり、昨年度の2回目の調査での認知件数は11,179件なので、1,264件増加となっている。
- 中学校の認知件数は1,144件、解消15件、未解消の内、見守り731件、要支援234件、要指導164件であり、昨年度の調査での2回目の認知件数は989件なので205件増加している状況である。
- 小中学校ともにいじめの認知件数は増加しているが、児童生徒が学校で嫌な思いをしたということを幅広く把握している結果が表れているものと考えている。
- 未解消における要指導件数が、小中学校ともに認知件数の1割を超えているというところが気になるが、アンケートをとった時点ということもあり、各校では調査後しっかり指導を進めているということを聞いている。
- いじめの対応については、小中学校とも「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」が一番多いという状況である。
- 在籍者数と調査数の違いは、未調査の子どもがあり、小学校237名、中学校20名となっている。
- それぞれ一番多い理由は、小学校では、「フリースクール等の学校以外の施設に通所」が171名、中学校では、「保護者や児童生徒が調査に応じられる状況がない」が91名となっている。
- 高等学校の在籍者数は33,357名、調査数は33,206名、特別支援学校の在籍者数は1,550名、調査数は1,548名となっている。
- 高等学校全日制の認知件数は282件、解消20件、未解消の内見守り175件、要支援40件、要指導47件、重大事態の要支援が1件。定時制の認知件数は25件、

解消3件、未解消の内見守り11件、要支援4件、要指導7件。通信制はスクリーニング等でアンケート調査を実施したが、特に意見が上がっていないという状況である。

- 特別支援学校の認知件数は120件、解消12件、未解消の内見守り74件、要支援11件、要指導23件となっている。
- いじめの態様については、高校の全日制、定時制、特別支援学校とも、一番多いのは「ひやかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」である。
- 未調査者の状況は、高等学校全日制が124名で、一番多い理由は「進路変更（転学、退学）の手続き中である」と「本人の心身が不安定なため、調査に応じられない」がともに30名である。定時制は27名で、一番多い理由は「保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない」が15名である。特別支援学校は、「病気・入院・死亡等により調査ができない」が1名。「その他」が1名となっている。
- 各学校、市町の教育委員会と連携を図りながら、いじめの早期発見・早期対応に努めていきたい。

【質疑応答】

- 上原委員
未調査者の中に行方不明のような者はいるのか。
- 細野指導部長
保護者、生徒ともに居所不明の者が中学校に1名、高等学校全日制に1名いる。保護者にも生徒にも連絡が取れていない。
- 安藤委員
フリースクール等の学校以外の施設に通っている方がたくさんいるが、いじめがありフリースクールに行く事になったのか。
- 細野指導部長
その可能性もあるかもしれないがわからない。元々学校に通わせたくない保護者もいる。
- 橋本教育長
京都府の南部にあるシュタイナー教育を行うフリースクールに通っている子どもも多い。
- 安藤委員
アンケートに府の様式と独自の様式があるが、内容的に違いはあるのか。
- 細野指導部長
基本的に同じ。家庭、友人関係、学習のことなどいじめに関係のない項目を設けているものは独自様式となっている。

キ 丹後地域において「学舎」を導入する府立高校の名称に係るアンケート調査の結果について

【相馬高校教育課担当課長の報告】

- 平成32年4月からの丹後高校再編に向け、校名検討を進めており、7月下旬から8月上旬にかけて、丹後地域の市町教育委員会、小・中・高校・特別支援学校、教育局等関係機関の協力のもと、丹後地域の学校に在籍する児童生徒、

その保護者及び地域の方等を対象に校名に関するアンケートを実施した結果について報告する。

- 718通の回答があり、回答者の住所の内訳は、宮津市257通、京丹後市209通、伊根町75通、与謝野町129通、その他市町村45通、無回答3通であった。
- 児童生徒、保護者等の区分は、児童生徒61通、保護者184通、その他地域住民、高校OB等496通、無回答5通であった。
- 回答内容は、現在ある高校名を残すべきとの回答が547通、新しい高校名をつけるべきとの回答が151通、どちらでもないが20通であった。
- 現在ある高校を残すべきと回答されたもののうち、宮津高校と加悦谷高校のどちらの名称を残すべきかという項目では、宮津高校が539通、加悦谷高校が7通、また網野高校と久美浜高校では網野高校が239通、久美浜高校が14通という結果であった。
- 新しい高校名をつけるべきと回答されたもののうち、回答のあった新校名案については、宮津・加悦谷高校は天橋立や天橋など天橋立に関連した名称が多く、網野・久美浜高校では、京丹後や丹後といった地名に関連した名称が挙げられた。
- 今後の予定は、9月19日(水)に開催する第3回丹後地域の府立高等学校の校名に関する意見聴取会議の場において、委員の方から各市町の意見を聴取してもらうこととしている。
- 新しい丹後地域の高校教育の充実に向けた教育内容等について、現在、学校と協議を積み重ね、地元市町とも調整をしている。
- 11月には、その時点でお知らせできる内容について、3会場3日間に分けて小中学生やその保護者などを対象に説明会を開催する予定としている。
- 校名の検討を含めた進捗状況については、今後も随時報告したい。

【質疑応答】

- 小畠委員
会社などが合併する時は名前をくっつけることが多い。信任の多い学校の名前を先に持ってきてくっつけるなどの考えはあるのか。
- 相馬高校教育課担当課長
中間的な合併をした市町村の小学校で、一時的に2つの名前をくっつけた校名を使用された例はあったが、それはもう一度再編が見込まれていたためであり、最終的には新しい校名にしたりされている。高校では、学校を新しくする際に、単に2つの校名を繋げるというケースは今までのところはない。
- 小畠委員
統廃合はこれからもあると思うので、合併の際の名称を決めるルールを決めておけばスムーズに話が進むと思う。
- 平塚委員
京都市内の小学校の統廃合を例に出すと、新しい校名は全て新しい名前になっている。校名より生徒が勉強できる教育環境の方が大事である。
- 橋本教育長
アンケートの回答者は生徒や保護者よりも他の回答者が多い。生徒や保護者の方は校名より教育内容の方により関心が強いのだと思う。京都市は多くの学校が校舎も新しくして統廃合をしているが、今回の場合は校舎もそのままのため、新しい名前にする難しさはある。引き続き、意見聴取も含めさらに検討したい。

○ 小畠委員

高校での統合はこれが初めてか。

○ 橋本教育長

城南高校と西宇治高校を統合した際には、校舎は少し増築したが西宇治高校の校舎をそのまま使用した。名称は城南菱創高校といい、菱創に西宇治のイメージを表した。

(4) 閉会

教育長が閉会を宣告